

## モーラステープは急性期症状には使えない？

いくつかの医療機関でモーラステープを適応外に使用しているため返戻事例があったそうです。保険薬局にはなかなか反映されてこない部分になるのですが、モーラステープを急性期症状の打撲などに使用すると適応外となって返戻をうけるそうです。

モーラステープの添付文書を広げて「効能・効果」を見ますと以下のようになっています。

下記疾患の**慢性症状（血行障害、筋痙縮、筋拘縮）を伴う場合**の鎮痛・消炎

腰痛症（筋・筋膜性腰痛症、変形性脊椎症、椎間板症、腰椎捻挫）、変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎（テニス肘等）

ここで注目すべきは、「**慢性症状を伴う場合**」になります。つまり「急性期」ではないという意味にもなります。テニスやその他運動をして腱鞘炎やテニス肘になった場合、直後の症状の緩解にはモーラステープは使用できないという意味になります。

さらに、「効能・効果に関連する使用上の注意」を見ますと、

局所熱感、腫脹等を伴う急性期には有効性が確認されていないので使用しないこと

となっており、しっかり急性期には「使用しないこと」が明記されています。

次に同じ成分であるモーラスパップの効能・効果を見ますと下記のようになっています。

下記疾患並びに症状の鎮痛・消炎

変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎（テニス肘等）、**筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛**

パップ剤は筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛に適応があり、急性期の局所熱感や腫脹に使用できるとあります。またパップ剤にはテープ剤であった腰痛症の適応が消えていますが、急性期と慢性期の両方に使用できると解釈できます。

モーラスの場合、テープ剤は明確に慢性期用としての使用に限定されている事が分かります。成分が同じで貼り薬なのだから、どちらでも良いじゃないか？と思うのですが、診療報酬上はしっかりと区別する姿勢のようです。国保側なのか社保側なのか、両方ともなのかは不明ですが、処方する側は違いに気をつけて処方しないといけないということになります。

保険薬局でも、患者さんとの話の中で急性期対応でモーラステープが出たと分かった時は・・・「これは慢性期用の貼り薬で、お話を聞くと急性期対応のようなので、出せないことが分かりました。これから医療機関に疑義照会をして変更の手続きをとります」などとは現実問題として言えないですね。

しかし、このようにテープ剤とパップ剤で適応が違うものはどれほどあるのでしょうか？身近にある貼り薬で調べて見ましたが、調べて見た限りでは、急性期使用制限のあるのはモーラステープとその後発医薬品のみのようです（次ページ表参照）。

## 回覧

成分	商品名	適応症	急性期注意
インドメタシン	セラスターテープ	変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎（テニス肘等）、筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛	無し
	インテナース	変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎（テニス肘等）、筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛	無し
	ラクティオンパップ	変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎（テニス肘等）、筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛	無し
ジクロフェナック	ボルタレンテープ	変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎（テニス肘等）、筋肉痛（筋・筋膜性腰痛症等）、外傷後の腫脹・疼痛	無し
	ナボールパップ	変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎（テニス肘等）、筋肉痛（筋・筋膜性腰痛症等）、外傷後の腫脹・疼痛	無し
ロキソプロフェン	ロキソニンテープ	変形性関節症、筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛	無し
	ロキソニンパップ	変形性関節症、筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛	無し
フルビプロフェン	ゼポラステープ	変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎（テニス肘等）、筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛	無し
	アドフィードパップ	変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎（テニス肘等）、筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛	無し
サリチル酸系	GS プラスター	捻挫、打撲、筋肉痛、関節痛、骨折痛	無し
	MS 温シップ	捻挫、打撲、筋肉痛、関節痛、骨折痛	無し
	MS 冷シップ	捻挫、打撲、筋肉痛、関節痛、骨折痛	無し
フェルビナク	スミルテープ	変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎（テニス肘等）、筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛	無し
	セルタッチパップ	変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎（テニス肘等）、筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛	無し

☛ モーラステープのように明確に「慢性症状を伴う」や「急性期に使用しないこと」という表現はどの製剤でも見当たりませんから、適応症の内容からみてもモーラス以外の製品は急性期、慢性期ともに使用できると解釈できます。

☛ モーラステープの臨床治験の際に、主に慢性期に移行した患者を対象にしたため、急性期症状に対する治療効果の十分なエビデンスが無いことが適応症の違いとなって現れているようです(モーラステープフォームより)。

☛ 「腰痛症」という適応症を明確に記載してあるのはモーラステープ（およびその後発薬）のみであることも分かりました。ジクロフェナック製剤においてはテープ剤、パップ剤とも筋肉痛の中に筋・筋膜性腰痛症等とあり、腰痛症が筋肉痛由来でなければ使用できないことをうかがわせる表現があります。

☛ よく腰を痛めて貼り薬を出してもらいましたと言う患者さんがおられますが、あくまでも筋肉の炎症から発生した痛み(筋肉痛)ということで保険が通るといことになります。